

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更（横浜市決定）

国際港都建設計画生産緑地地区を次のように変更します。

面 積	備 考
約 239.2ha	鶴見区北寺尾三丁目地内において、箇所番号 12 の区域を廃止 鶴見区馬場六丁目地内において、箇所番号 29 の区域を廃止 神奈川区神大寺四丁目地内において、箇所番号 73 の区域を縮小、拡大及び変更 神奈川区三枚町地内において、箇所番号 84 の約 810 m²を追加 港南区下永谷五丁目地内において、箇所番号 6 の区域を廃止 港南区日野六丁目地内において、箇所番号 72 の区域を廃止 保土ヶ谷区仏向町地内において、箇所番号 74 の区域を変更 旭区さが丘地内において、箇所番号 167 の区域を縮小 旭区善部町地内において、箇所番号 117 の区域を廃止 旭区本宿町地内において、箇所番号 82 の区域を縮小 旭区本村町地内において、箇所番号 154 の区域を廃止 金沢区釜利谷東三丁目地内において、箇所番号 35 の位置・区域及び面積を変更 港北区綱島東二丁目地内において、箇所番号 221 の区域を縮小 港北区新羽町地内において、箇所番号 243 の区域を拡大 港北区日吉五丁目地内において、箇所番号 280 の約 790 m²を追加 緑区北八朔町地内において、箇所番号 466 の区域を廃止 緑区長津田町地内において、箇所番号 234、235、237 の区域を廃止 青葉区美しが丘西二丁目地内において、箇所番号 8 の区域を縮小 青葉区荏田西二丁目地内において、箇所番号 485 の区域を縮小 青葉区柿の木台地内において、箇所番号 155 の区域を廃止 青葉区黒須田地内において、箇所番号 467 の区域を廃止 青葉区千草台地内において、箇所番号 276、448 の区域を廃止 都筑区牛久保三丁目地内において、箇所番号 5、500 の区域を廃止 都筑区牛久保西二丁目地内において、箇所番号 490 の区域を廃止 都筑区牛久保東一丁目地内において、箇所番号 58 の区域を廃止 都筑区荏田南四丁目地内において、箇所番号 191 の区域を拡大 都筑区大熊町地内において、箇所番号 358 の区域を廃止 都筑区仲町台二丁目地内において、箇所番号 459 の区域を廃止 都筑区早渕一丁目地内において、箇所番号 83 の区域を廃止 都筑区早渕三丁目地内において、箇所番号 79、81、82 の区域を廃止 都筑区南山田町地内において、箇所番号 508 の約 400 m²を追加 戸塚区影取町地内において、箇所番号 96、97 の区域を廃止 戸塚区戸塚町地内において、箇所番号 71 の区域を縮小 栄区公田町地内において、箇所番号 84 の区域を廃止 栄区小菅ヶ谷四丁目地内において、箇所番号 115 の約 710 m²を追加 泉区和泉中央南三丁目地内において、箇所番号 79 の区域を縮小及び変更 泉区岡津町地内において、箇所番号 179 の約 520 m²を追加 泉区下飯田町地内において、箇所番号 180 の約 650 m²を追加

瀬谷区相沢四丁目地内において、箇所番号 239 の区域を縮小 瀬谷区阿久和西四丁目地内において、箇所番号 174 の区域を廃止 瀬谷区阿久和東四丁目地内において、箇所番号 160、230 の区域を廃止 瀬谷区東野地内において、箇所番号 64 の区域の廃止 瀬谷区竹村町地内において、箇所番号 14 の区域を縮小及び変更 瀬谷区橋戸三丁目地内において、箇所番号 89 の区域を廃止 瀬谷区二ツ橋町地内において、箇所番号 208 の位置・区域及び面積を変更 瀬谷区本郷三丁目地内において、箇所番号 218 の区域を廃止 瀬谷区宮沢二丁目地内において、箇所番号 144 の区域を廃止 瀬谷区目黒町地内において、箇所番号 9 の区域を廃止
--

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的に保全すべく、生産緑地地区を本案のとおり変更します。